

訪問介護ステーションアイケア小樽

指定訪問介護（指定第1号訪問事業）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この運営規程は、株式会社アイケア北海道が開設する『訪問介護ステーションアイケア小樽』（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な指定訪問介護（指定第1号訪問事業）（以下「指定訪問介護等」という）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業に当たっては、必要なときに必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 前二項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を尊重し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 この事業所が実施する指定訪問介護等の提供にあたっては、当該事業所の介護福祉士、訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）によってのみ指定訪問介護等を行うものとする。

（事業所の名称）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問介護ステーションアイケア小樽
- （2）所在地 小樽市桂岡町2番510号くらしさ桂岡

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤 サービス提供責任者、訪問介護員等兼務）

管理者は従業者業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 名以上 (常勤 管理者、訪問介護員等兼務)

サービス提供責任者は、訪問介護計画 (介護予防訪問介護計画) を作成し、利用者又はその家庭にその内容を説明するほか事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員等

常勤換算法で 2.5 名以上

従業者は指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日迄
但し、年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く
- (2) サービス提供日 月曜日から日曜日迄 年中無休
- (3) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時
- (4) サービス提供時間 24 時間とする。

(訪問介護の内容)

第 7 条 この事業所で行う指定訪問介護の内容は次の通りとする。

(1) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類の着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭
- ⑥ その他必要な身体介護

(2) 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 居宅の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他の必要な家事

(利用料等)

第 8 条 指定訪問介護等を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準 (告示上の報酬額) によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外利用料に付いては、厚生労働大臣が定める基準 (告示上の報酬額) の額とする。
- 3 次に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から通常の実施地域を超えて 10

kmごとに300円を徴収する。

- 4 前事項の費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）に付いて記載した領収書を交付する。
- 6 訪問介護記録等の複写について依頼があった場合には、1枚あたり10円を徴収する。尚、その場合の支払いについては、その都度支払いを受けるものとする。

（キャンセル料について）

第9条 利用前日の午後5時15分までに利用の中止または日時の変更の連絡がなかった場合、利用当日算定される予定の介護保険料一割負担分をいただきます。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は小樽市内全域とする。

（緊急時における対応）

第11条 訪問介護員等は事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第12条 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	： 山本 修一
-------------	---------

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現とする者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための委員会を定期的開催し、その結果を介護職員、その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(業務の継続計画)

第14条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、入所者、従業者の生命健康を守り、サービスの提供を継続的に実施でき、早期の業務再開を図るための計画、業務継続計画を策定し当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は従業者に対し、BCP 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 本事業所は、全ての職員の質的向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、訪問介護に関する記録を整備し、訪問介護完結の日から2年間保持するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社アイケア北海道と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成22年5月1日から施行する。

平成24年	6月10日	一部変更
平成24年	7月2日	一部変更
平成24年	4月1日	一部変更
平成24年	6月8日	一部変更
平成26年	3月19日	一部変更
平成26年	6月18日	一部変更
令和2年	10月20日	一部変更
令和4年	4月1日	一部変更
令和6年	4月1日	一部変更
令和7年	4月1日	一部変更